

2011年9月16日

会員の皆様

特定非営利活動法人フローレンス
代表理事 駒崎弘樹

こども未来財団ベビーシッター育児支援事業サービス割引利用券ご利用案内

NPO法人フローレンス(以下「当法人」といいます。)は、財団法人こども未来財団のベビーシッター育児支援事業割引券の取扱事業者として承認されていますので、同財団のベビーシッター割引券をご利用いただくことが可能です。ご利用内容・方法は下記のとおりとなります。ご一読のうえ、ご利用を希望される場合は事務局までお申出下さい。

■ ご利用内容 :

※病児保育利用時に、ご利用頂けます。

※月1回目の病児保育(初回無料枠)にも、ご利用頂けます。

(頂いた月会費から、割引相当額の1700円を返金させていただきます。返金方法は下記参照。)

但し、ひとり親パックの方は月会費が1700円未満のため、月1回目の病児保育にはご利用頂けません。

※月2回目以降の病児保育利用時の出勤費が1,700円未満の場合および交通費は対象外です。

※入会金・更新料(年会費)・月会費・特約料・キャンセル料には使用することはできません。

※割引券の交付日が利用日より後の場合や有効期限が切れている場合は、ご利用になれません。

※法人パックの方は、適用内容が異なる場合がありますので、事務局までお問合せ下さい。

■ご利用金額 :

割引券の1枚あたりの割引額は、1,700円です。ご利用枚数は、1日につき1家庭1枚です。期日までにご提出いただいた割引券は、病児保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)させていただきます。ただし、初回無料枠でのご利用につきましては、病児保育利用月の月会費の返金分で相殺となりますことご了承下さい。

例: 9月10日に初回無料枠でベビーシッター割引券を利用される場合

10月3日までに当法人必着で割引券を送っていただきます。

9月分月会費を1,700円返金ということになりますが、実際に現金を返金するのではなく、

10月のご請求分(11月分月会費等)との相殺とさせていただきます。

■ ご利用の手順 :

- ① 割引券に、職員名・協定番号・協定事業主が記入され、会社印が捺印されていることをご確認下さい。
- ② 病時保育利用の予約の際に、ベビーシッター割引券をご利用になる旨、お申出下さい。

- ③ 病児保育利用の朝の引継ぎ時にベビーシッター割引券(職員名・協定番号・協定事業者名をご記入いただいた報告用半券と割引利用券の2枚綴り)を隊員にお渡し下さい。隊員が事業者名と隊員名・利用日時を記入したうえで、病児保育利用終了時に、一旦、会員様にご返却します。

※当法人のレスキュー隊員は自宅から会員様宅へ直接伺っております。途中の事故等での紛失を防ぐため、クーポン券・割引券などは、お預かり致しかねます。

- ④ 日付・時間・レスキュー隊員名の記入された割引利用券を、ご利用月の翌月3日までに当法人事務局まで、書留など記録の残る方法でご送付下さい。

- ・送付先住所：102-0072 東京都千代田区飯田橋4-8-4 第二プレシーザビル502号室
- ・電話番号：03-5275-1162 (病児保育事業部直通)
- ・宛名：NPO 法人フローレンス 病児保育事業部 クーポン担当

請求の都合上、期日までに到着しない場合は、ご利用いただけませんのでご注意ください。

以上

2009年9月25日付 第一稿 主な改訂内容

2011年2月 7日改訂：ご利用手順④…送付先の追加

2011年9月16日改訂：ご利用開始日を削除

ご利用内容の一部変更 (ひとり親パック・法人パックを追記等)